

申込添付書類（市域境界確認）

- (1) 委任状（代理人の場合）
- (2) 印鑑登録証明書（個人の場合）又は印鑑証明書（法人の場合）
 - ・ 交付日から3カ月以内の原本を添付すること。
- (3) 代表者事項証明書又は商業登記簿謄本（法人の場合）
 - ・ 交付日から3カ月以内の原本を添付すること。
 - ・ 登記情報提供サービスによる書類不可。
- (4) 申込地及び隣接地の登記事項証明書（全部事項証明書）
 - ・ 交付日から3カ月以内の原本を添付すること。
 - ・ 登記情報提供サービスによる書類不可。
- (5) ①申込地及び隣接地の公図 ②申込地及び隣接地の公図の合成図
 - ・ 交付日から3カ月以内のものを添付すること。
 - ・ 転写年月日及び転写した者の記名押印をすること。
 - ・ 申込地は着色などにより特定すること。
 - ・ 登記情報提供サービスによる書類可。
- (6) 申込地の周辺の登記事項証明書（全部事項証明書）、土地調書又は登記事項要約書
 - ・ 土地調書又は登記事項要約書は、相隣地や周辺土地について調査し、調査日、代理人名（押印）を記入すること。
 - ・ 調査内容は、所在地、地番、地目、地積、所有者、沿革。
 - ・ 登記情報提供サービスによる書類可。
- (7) 位置図
 - ・ 申込地は着色などにより特定すること。
- (8) 申込地及びその周辺の地積測量図
- (9) 申込地の公共用地境界確定書の写し及び筆界確認書の写し
 - ・ 市域境界確認の申込みと公共用地境界確定協議又は筆界確認を同時で行うことも可。
- (10) その他豊中市長が必要と認める書類の例
 - 筆界特定書
 - 過去に丈量した図面
 - 土地所有者が死亡し、相続登記がなされていない場合は、相続人が確認できる書類
 - ・ 相続関係説明図（調査者の記名・押印）
 - ・ 遺産分割協議書等相続証明書（原本還付）
 - ・ 法務局交付の「法定相続情報一覧図の写し」（原本還付） など
 - 登記事項証明書に記載されている所有者の住所が現住所と異なる場合は、住所沿革が確認できる書類
 - ・ 住民票、戸籍の附票、商業登記簿謄本など（代理人による原本証明又は原本還付可）